

議 事 録

会議名	第4回 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会	
事務局 (担当課)	葛飾区福祉部高齢者支援課	
開催日時	令和7年9月1日(月) 19時から21時10分まで	
開催場所	葛飾区医師会館 3階 講堂	
出席者	委員	31人
	事務局	高齢者支援課長 高齢者支援担当係長 相談係職員1名
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) (仮称) 葛飾区認知症への理解促進に向けた条例(素案)について</p> <p>(2) (仮称) 葛飾区認知症施策推進計画(素案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉 会</p>	
資料	<p>資料1: (仮称) 葛飾区認知症への理解促進に向けた条例(素案)</p> <p>資料2: (仮称) 葛飾区認知症施策推進計画(素案)</p>	

1 開会

委員出席数、情報公開の件、資料確認、新たな委員の紹介を行った。

2 議題

(1) (仮称)葛飾区認知症への理解促進に向けた条例(素案)について

(2) (仮称)葛飾区認知症施策推進計画(素案)について

事務局から、2つの議題についてまとめて説明した。委員からの意見、質疑応答は次のとおり

(委員長) ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員) 事前に高齢者総合相談センター所長と内容を確認し、このようにお考えいただければと思った部分を全部で5点お伝えさせていただきます。まず資料2の推進計画2ページの目次ですが、数字がいっぱい並んでいて、例えば第2章は第1、第2、第3とあって同じ並びで1、2、3と付いているので、少し見にくいと思いました。第1と1の違いが分かりませんでした。

次に23ページの重点施策1の部分です。この中で本人ミーティングについては計画として出せないかとの素朴な疑問や意見が出ました。また、認知症サポータースキルアップ講座、認知症サポーターステップアップ講座について、葛飾区の場合、スキルアップ講座を高齢者総合相談センターが実施していますが、国のほうではステップアップ講座への移行が何年も前からされており、スキルアップ講座とステップアップ講座の目的や中身も若干変わってきているので、このような計画を立てる段階で一旦整理されてはどうかと思います。

26ページの重点施策4の部分でチームオレンジが記載されていますが、ステップアップ講座が出ていますので、整理してほしいです。チームオレンジは包括の下ではなく、住民主体のものと考えられているので、その部分をうまく表現していただきたいです。

次に、27ページの重点施策5の部分です。若年性認知症のある方への就労支援で、「働くことができるような取組を検討していきます。」「東京都や区が設置している窓口の周知を促進していきます。」と記載されていますが、若年性認知症のある方がアンケートに何人も答えられていますが、声が届いていない印象を受け、先に進めないなと思いました。若年性認知症当事者や、その家族がこの3行だけを見たらがっかりされると思いました。就労について具体的に親身になって相談できる場所が葛飾区にはないと考えており、東京都の若年性認知症総合相談センターもあります、行ってがっかりしたという方の声を聞いています。若年性認知症のある方はご家族も含めて高齢者の認知症と別物と思われており、現在ある社会資源では自分に合うところがないと考えている現状があります。若年性認知症支援コーディネーターの育成や配置が葛飾区には今はないと思います。若年性認知症のある方の居場所や気軽に相談できる場、機会についてもこの中で触れていただきたいです。

最後に32ページの見守り協定事業者に聞いてきましたのページで、信用金庫、コンビニなど、

すごく素敵な言葉が並んでいますが、シルバー人材センターのご意見のところで、シルバー人材センターが記載した回答であれば仕方ないですが、認知症の疑いのある会員に高齢者総合相談センターを案内していますというのは、うちで働いては駄目だよ、高齢者総合相談センターに行つてねという印象を受けると高齢者総合相談センターの他の職員からも話が出ました。例えばお互い助け合っています、フォローし合っていますなど、もう少し認知症があっても働けるイメージの表現はないかという意見が高齢者総合相談センターでは出ました。以上になります。

(委員長) ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

(事務局) たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。まず順番に2ページの目次のところで、第1章は1、2、3、4で、第2章になったら急に第1が出てきていることとございます。裏事情をご説明しますと、最初は第1章のように1、2、3、4と書いていたのですが、第2章を検討していく中で第2章と普通の1の間に第1と第2という、もう1つ上の項番を設けたいということが起こり、急遽このような形で置いております。確かに少しわかりづらいと思いますので、わかりやすく表記するように再度、項番の振り方を検討してまいりたいと思います。

続きまして、重点施策1の23ページでございます。本人ミーティングについて記載しないのかとのご意見をいただきました。検討が遅れており申し訳ありません。認知症のある方ご本人が中心となって、ご自身の意向などを表明する場かなと思っております。暮らしやすい地域をつくるために認知症のある方ご本人がご自身の意見をお話をされる場につきましても検討してまいりたいと考えております。具体的にこの中に記載しておらず申し訳ございません。

続きまして、スキルアップ、ステップアップ講座でございます。まず、葛飾区では現在、お話がありましたように認知症サポーター養成講座を受けた方を対象に区独自のさらに上級者向け、かつ実際の現場で使いやすい技術、知識をお伝えする認知症サポータースキルアップ講座を実施しています。一方、ステップアップ講座については、お話にありましたとおり、国のほうから示されていて、認知症サポーター養成講座を受講された方を対象として、より実践的な認知症への知識や対応スキルを学ぶ講座という意味では一緒ですが、要旨としてチームオレンジの趣旨の理解、チームオレンジで活動するために必要な知識、対応スキルの習得を盛り込むこととされていますので、認知症サポーター養成講座を受けた方がチームオレンジの一員として参加するために受講していただく講座となっています。こちらにつきましては、これからチームオレンジをつくるにあたり必須となる講座でございますので、現在のスキルアップ講座の見直しを検討してまいりたいと考えております。チームオレンジの趣旨の理解ですとか、チームオレンジで活動されるために必要な知識、対応スキルを習得するといった内容も盛り込んで、認知症サポーター養成講座を受けた方がチームオレンジに参加していただけるように検討していきます。

続きまして、重点施策の若年性認知症のところ、27ページでございます。こちらについては若年性認知症のある方のお声が届いていないのではないかという印象を受けられたということで、本当に申し訳なく思っております。がっかりされるのではということで、こちらとしてもきちんとお示していかなければいけないなという思いを新たにしたところとございます。若年性認知症のある方は高齢者の認知症のある方と比べまして、働き盛りの世代になられるというところが大きく違うのかなと考えております。ご家族の方の中心になって家計を支えていらっしゃる方も

いると思いますので、就労に関するニーズは大変高いものと思っております。就労に関して親身に相談に乗ってくれるところが区内にはないというお話でございました。こちらについても、まずは現在ある窓口を活用しながら若年性認知症のある方が相談に来られたときに相談にのれるような体制をつくっていきたいと関係課と話をしまいたいと考えております。まずは現在ある窓口を知っていただいて、周りの一緒に働いている方やそうではない個人の方にも若年性認知症を知っていただいて、若年性認知症のある方が少しでも暮らしやすくなるように努めてまいりたいと考えております。居場所につきましても若年性認知症のある方が集ってお話ができるような場所ができるように、どのような形がとれるか考えていきたいと思っております。

続いて、シルバー人材センターのコラムについてです。33 ページの一番下でございます。現在の書き方では、認知症のある方は高齢者総合相談センターにつなぎ、働くことができない印象を受けるといった意見について、こちら側の思いが至っておらず申し訳ございませんでした。こちらについては書き方を変えてまいりたいと思っております。現在、シルバー人材センターでは認知症になると退会するといったことはいたしておりません。趣旨を再度確認して適切な書き方にしていまいりたいと考えておりますが、区と協定を結んでおましてシルバー人材センターでは、いろいろな方がお家に家事援助などに行く場合がございます。そういった場合に行った先で、今日このご主人の様子がおかしいな、あるいは最近少し認知症の疑いがある方については、区などに情報連携していただけるようにという協定は結んでおります。その辺も含めまして、シルバー人材センターのコラムの内容につきましては見直してまいりたいと考えております。ありがとうございます。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員) 23 ページの認知症への理解促進のところですが、基本目標 1 にもあるように、誰もが認知症を知りと記載されているので、認知症サポーター養成講座は親の介護が出てくるような世代の方と小中学生には少しずつ行き渡っていますが、その間の世代がすっぽり抜けているので比較的若い世代の高校生以上、学生、20 代、30 代、40 代ぐらいの方たちにもぜひこの機会に理解促進ができればと思っています。例えば若い世代に普及啓発するための SNS の活用を盛り込めたらいいのではないかと思います。高校が区立ではないことでなかなか高校生に認知症サポーター養成講座を行っていませんが、認知症の普及啓発は全国的な問題なので、うまく協力できないのかと思います。

次に、25 ページ、認知症のある方の意思決定支援及び権利擁護のところ、重点的な取組の 2 つ目、成年後見制度の利用促進ですが、当センターでも成年後見制度が必要だけれども身寄りのない方が増えており、四親等内で申立てできる方がいなければ区長申立てのため高齢者支援課に申立て作業を依頼していますが、立て続いていて、特に生活保護を受けている方が区長申立ては対応できませんと断られることがあります。まだまだご本人が意思表示ができて、金銭管理の支援だけをやってもらえれば生活ができるのであれば、福祉事務所と連携して、金銭管理の支援の委託事業を行えばいいかもしれませんが、意思決定の支援が必要なレベルの認知症状になつてきたときに、以前だと葛飾区が申立て助成と、講習助成をやっているため、生活保護の方でもやっていた時期がありましたが、この間、高齢者支援課も忙し過ぎて、人員が足りていないと思いま

すが、そういう場合は福祉事務所のほうで契約しなくても入れる施設に入れてください、申立ての支援はできませんとお断りされることがあります。こういった条例を制定したり、施策を進めていくというところでは多分、人員確保がまず必要だと思いますが、生活保護の方も含めて必要な方には権利擁護の制度に結び付くという体制強化が必要ではないかと考えております。以上です。

(委員長) ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局) まず 23 ページ、認知症への理解促進について、認知症サポーター養成講座は高齢者総合相談センターで実施をさせていただいており、大変実感のこもったお声かと思いました。小中学生や親御さんの介護が必要になる方は興味を持って取り組みが広がっていているということですね。たしかにこの間に実施しました意識意向調査でも 30 代の方やその辺りの若いご年齢の方が非常に認知症に関するご理解が薄いのかなということを感じたところでございます。そういった方たちに認知症サポーター養成講座など、認知症についてご理解をいただくことは非常に重要だと思っております。おっしゃっていた高校に対する呼び掛けなどもしていきたいと考えております。中には認知症サポーター養成講座を受けてくださっている高校もありますので、こちらから声掛けをして、どうですかというふうに聞いてまいりたいと思います。隣の区でも来ていらっしゃる方がいると聞いておりますので、そちらについても進めていけたらと考えております。

ご提案のありました SNS の活用ですが、私も普及啓発などの取り組みをするときに、こういった手段で情報を取られるか考える中で SNS はすごく大きな力を持っていると思っております。認知症の理解促進などに向けての SNS となると、認知症に関する普及啓発の動画を作成しております。それについては YouTube での配信をしていますが、そちらはたくさん見ていただきたいと思いますが、それを宣伝する意味で SNS などですごい情報発信していくのは大切だと考えております。そうしたことにもどのように取り組んでいけるか検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

それから、20 代から 40 代の方というお話がございました。この年代にピンポイントで絞ってというのは、難しいと思いますが、さまざまな会社や、事業所にお声掛けができるように努めてまいりたいと考えておまして、その中に 20 代から 40 代までの方がいてくださったらいいなと思っております。また、小学校、中学校に普及啓発を進めることにより、その親御さんがこれぐらいの年代なのかなと思います。特に小学生の親御さんはこの年代ぐらいに当たると思いますので、そちらにつきましても一層力を入れてまいりたいと考えております。

続きまして、25 ページの意思決定支援、権利擁護のところでも成年後見制度のお話をいただきました。確かに今、高齢者支援課のほうでは四親等以内に申立てができる方がいらっしゃらない場合は区長申立てをやっておりますが、生活保護の方に対して動きが大変悪かったということで、こちらは大変申し訳なく思っております。人員不足といったご指摘もいただきましたが、こちらのほうでも事業の進め方を整理して必要なことはやっていかなければなりませんので、体制をつくっていきたくと考えております。引き続き、ご相談いただければと思います。申し訳ございません。以上になります。

(委員) SNS ですが、若い世代の方は YouTube 動画でも 5 分、10 分、それ以上長いのは見ないで

す。YouTube であるとショート動画と言われるような3分以内のものや、あとは Instagram、TikTok です。大体1分から長くて3分、3分でも長いと言われてしまうので、少しずつ伝えられるようなものが若者には見てもらいやすく、拡散されやすいため、ぜひご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(副委員長) 重点施策4のところにはチームオレンジが書かれていますが、厳しい言い方かもしれませんが、チームオレンジで支援という言葉は使わないほうがいいと思います。厚生労働省のヘッドにはそう書いてありますが、支援と書いたら支援活動になってしまって、それはチームオレンジの本来の趣旨とは違ってきます。令和4年度に実践事例集が出ましたがそのときに例えば清瀬市だと支援する人、される人を越えたという言葉をはっきりと書いています。他の自治体でも本人のやりたいことと、サポーターのできることのマッチングとか、これは明らかにニーズがあり、そのニーズを支援するという話とは全く違うので、ここでは支援という言葉は使わないで、チームオレンジのことを書くべきではないかなと思っています。そうしないと、無償ボランティアになってしまうので、本来の趣旨とは変わってしまうと思いますので、実践事例集を意識したほうがいいと思います。

あと、ケアの質に関して葛飾では認知症介護の基礎研修は区で音頭をとっていないということでしょうか。ここに入るはずではないかなと思いますが疑問で、認知症という言葉がほとんどないため、ケアの質の向上で、ここがやっぱり本来は認知症の介護現場の質の向上ということをもう少し前面に出したほうがいいと思います。介護だけではなくて医療も含めて、認知症の支援の質の向上をもっとここに入れたほうがいいと思います。

それと、さっき若い世代という話が出ましたが、金町や高砂、新小岩の駅を降りた瞬間に葛飾は認知症に優しいまちだと思えるような大きな看板やイベントの掲示を目立つようにしていったほうがいいのではないかと思います。僕の大学の清瀬市でデッキにサポーター講座や何かイベントがあるときに、A3しか貼っていないようなレベルでしたが、もう少し大きくデッキだから使えるでしょうといったら、我々に割り当てられるのは、ここだけと言われるため、区がやることの1つは引っ張っていくということで、それは多分、官民機関との調整が必要だと思いますが、映画や講座があるときに、できるだけ大きく新小岩を降りた瞬間にここは認知症に優しいまちなんだというふうに思わせるぐらいやったほうがいいのではないかと思います。大学のある清瀬市は清瀬駅しかないぐらいで、それに比べると葛飾はいっぱい駅があるので大変だと思いますが、やれることではないかなと思います。普及啓発でいうと、ぜひ区だけではなくて各キャラバン・メイトの人たちが積極的に認知症のことが気になる人にサポーター講座をやるのではなくて、関心のない人にサポーター講座をやるような意欲でやっていただいたほうがいいのではないかと思います。出前するというか、幾つかの自治体であったりするの典型的な商店街ですが、商店街以外にも例えば銭湯の組合のところにちゃんと認知症サポーター講座を毎年やったり、美容室の組合とか団体に毎年やるなど、何か関心を持ってもらいたい人にやるということは、もちろん区が間に入らなければいけないですが、やっていくということが若い世代にすぐにはつながらないかもしれませんが、20代、30代につながるということはそれぞれの地域という意味でいうと、

東村山市ではコンビニの店長にやる、店長だけでは本当は駄目ですが、それでもやっぱりコンビニの店長や、セブンイレブン。セブンイレブンは先進的なのでリクエストがあるからやるのではなく出前でやるのが良いと思っています。

(委員長) ありがとうございます。事務局からコメントをお願いします。

(事務局) まずチームオレンジに支援は使わないほうが良いというご意見をありがとうございます。

令和4年の実践事例集をこちらでも改めて確認をさせていただきまして、支援する人、される人を超えたというお話もございましたが、こちらについては適切な書き方、チームオレンジの在り方を検討の中で考えていきたいと思います。

続きまして、2番目のケアの質の向上で基礎研修についてです。介護現場の質の向上を出したほうが良い、医療も含めてということでお話をいただきました。基礎研修については本区では区ではなくて東京都が実施しています。

(事務局) 認知症介護基礎研修、無資格の方が1年以内に受けるものですが、それはeラーニングで東京都が行っております。区では、それを東京都のほうは受けないでというところは少し考える必要があるかなとは思っておりますが、一方でそういった基礎研修だけではなくて、どういった研修を行うことで、よりケアの質の向上ができるか検討してまいりたいと考えております。

(事務局) 続きまして、3番目にいただきました駅を降りた瞬間に目立つように認知症に優しいまちだと分かるようにということでございました。まちの印象は大切だと思います。認知症に関する普及啓発ポスターなどを作っていますが、そういったことも活用していき、いろいろなところで認知症に関する取り組みを知っていただけるように、町や駅、そういった事業者にも協力を呼び掛けまして進めてまいりたいと考えております。降りた瞬間にというのは、どれだけやればいいのかなどはと思いますが、この間の検討委員会でも公共交通機関などを活用してというお話もございました。町の中でさまざまな事業者と協力しながら、認知症への取組について皆さんに知っていただくように工夫してまいりたいと考えております。

次に、4番目で認知症サポーター養成講座のお願いがあったところに対してやるというよりは、むしろこちらのほうからも出前のような形で関心のない方に受けていただけるようにということでお話をいただきました。今回、計画の内容の検討にあたりまして、認知症の方にすぐ身近に接していらっしゃるコンビニの方や、あるいは先ほどお話のありました美容室の方、こちらも毎月のように認知症の方がご利用されているかと思います。そういった方にもどんどん認知症について理解を深めていただいて、そのことが認知症のある方やご家族の暮らしやすさにつながっていくと思いますので、そちらにつきましては私ども区の中にも関係している部署がございますので、声を掛けながら進めてまいりたいと考えております。確かに講座に来ない方に対して、こちらからというのは当方で動かないとできないこととございますので、そちらにつきましては取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 年齢の低い子への普及ですが、20周年を迎えて一番最初のころ、全国キャラバン・メイト連絡協議会の事務局長がよく言っていました。あれから文科省のほうも20年のうちの最初からではないですが何年か経って、少なくとも文科省が支援に入って十数年は経ちます。あの頃から言い

出したのは、小学校の今5年生や6年生とかになる10歳か12歳、この子たちが今から講習を受け出して5年後、10年後、ましてや20年経ちます。そのときに足してみたら何歳になるのか、20歳、25歳、30歳代になってます。日本国中の若い人たちが認知症の知識を持たれている、そういう世界中どこにもない国に日本はなっていくというような感じで進めていけたら良いと思います。今の若い世代の部分はそうかもしれないけども、まだ少し普及が足りないのかなという感じはしますが、本当に地道に、その子たちが間違いなく中学生、高校生、大学生になり、あと10年経てば世の中に出ていくので、ぜひそういう感覚でもう一度広めていくという形のもので大切かなと思います。

(委員長) ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局) 先ほどの年齢の低い方への認知症サポーター養成講座、認知症に関して知っていただくという取組ですが、確かにおっしゃるとおり小学校で受講した方が5年後、10年後、どんどん大きくなって社会に出て、今は20代から40代までの方は関心が低い状況ではございますが、その子たちが大きくなったときに、その子たちが20代から40代の年代になって、認知症への理解を持った大人になるので、小学校、中学校の皆さんに対しても一層、認知症サポーター養成講座などを通して認知症についての理解を深めていただくように伝えてまいりたいと思います。

(委員) 先ほど副委員長が言われた認知症に興味のある方ではなく、それ以外の方への出前講座のような情報を持っているため、私も資料を持っていくようにいたします。

(事務局) ありがとうございます。ぜひ生かしていきたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 認知症サポーター養成講座で一般の方、区民の方向けに高齢者総合相談センターやキャラバン・メイトが講座をしていますが、企業キャラバン・メイトが区内に在籍しています。企業キャラバン・メイトは企業向けにしか講座はできないのですが、地域の方向けに高齢者総合相談センターやキャラバン・メイトと一緒に認知症啓発、スキルアップ講座、そういうお手伝いができたらと考える企業もあります。企業キャラバン・メイトと一緒に活動することで20代、30代、40代の方も企業にはいらっしゃるので増えていくと思います。以上です。

(委員長) 事務局からお願いします。

(事務局) 企業キャラバン・メイトは企業の方にしか講座はできないということで、不勉強で申し訳ございません。そういった方がいらっしゃることは非常に心強く思います。一般の方への講座はできなくても、例えばイベントなど、一緒に何か普及啓発に取り組みましようというときには、ご協力いただけたらと思いますので、多くの企業キャラバン・メイトともつながっていったらと思っております。ぜひお力添えをいただければと思います。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。それでは、Webから委員をお願いします。

(委員) 先ほども委員からお話がありましたが、私どものNPO法人で、私が始めたのが7～8年前ですか、認知症サポーター養成講座を今まで延べ1,000人ぐらい受講者に対してやっております。私自身も勉強しましたので、認知症は病気であり、認知症を理解して優しく対応してあげなければいけませんと常々申し上げていました。ところが認知症の家族を支える代表の3人のうちの1人として私は本会議に出ています。まさか自分の家族が認知症になるとはと、啞然としました。

そのときに高齢者総合相談センター職員からも誘われて認知症高齢者家族会というものに出ました。初めて出たときは5～6人の家族の方が参加していましたが、皆さん和気あいあいと楽しく笑いながら話をしていました。うちの親はこうでね、どうでねと言っているんです。私はそのとき非常に腹が立ちまして、というのは私は非常に沈んでいましたので、皆さん何でそんなに楽しくしゃべれるんですかと反発したんです。そうしたらその方たちから、あなたも2回、3回参加すれば、こういうふうに会話できますよと言われました。そのとおりに私も2～3回出ているうちに、一緒に和気あいあいと自分の悩みとか、あるいは仲間から知恵をいただき、ある意味で息抜きにもなったんです。ところが家へ帰ってきて玄関をくぐったら、また元の暗いイメージに戻ってしまうのです。

この中で認知症サポーター養成講座をもっともっといろんな層に広めていこうという話もありますし、全体の条例の中で認知症のある方、ない方という表し方をしている、あるいは認知症のある人とその家族という2つに分けているんです。そうすると認知症のある方は、その中で普通の何も認知症でない人と、その家族に分けて具体的にはやらなければいけないと思うんです。お願いですが、家族の方もネガティブイメージがあるので、なかなか手を挙げてこないと思います。私なんかは高齢者総合相談センターに誘われて非常にラッキーだったと思います。その意味で各高齢者総合相談センターで認知症高齢者家族会もやっていたらいいんですけども、その基となるのは高齢者支援課、あるいは相談係になりますかね。その方たちが認知症サポーター養成講座と同じように、大きな指針をつくって、それを実施するのが高齢者総合相談センターだと思いますが、それを強化してほしいです。こういう認知症問題で抜けてしまうことは家族なんです。そういうものをもっと取り上げていただいて、一時でも気晴らしになる、あるいは日頃の家族への対応の仕方を本で見たり、いろいろ私は勉強していますが、毎日、朝から晩まで家族の対応をすると、言葉がきつくなってしまうたりして、後で本当に反省するんですけど、にこにこなんかしてられないです。ですから認知症高齢者家族会は充実していただきたいというように、今日参加されている方の中では少数派の参加者として要望しておきたいと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局) ありがとうございます。委員には認知症サポーターのキャラバン・メイトとしてもご活躍いただいて、1,000人も受講をしていただいたということで、非常にいつも感謝をしております。ご家族としてのお気持ちをお聞かせいただきました。認知症高齢者家族会に参加された時は非常にお辛い気持ちだったようですが、認知症高齢者家族会に参加されたことで2～3カ月後には和気あいあいとお話ができるようになったとお話は本当によかったなと思います。そういったお辛い思いを抱えていらっしゃるご家族の方に認知症高齢者家族会を知っていただいて、息抜きやこんなふうにうちはやっているよというような情報交換といったお話ができる場をもっと伝えていきたいです。ご家族の方が非常にご苦勞をされていることをもっと取り上げて、認知症の方への対応の仕方などもお伝えできるように、こちらのほうでもメニューを充実させていきたいと考えております。

(委員) よろしくをお願いします。

(委員長) ありがとうございます。それでは他に何かございますでしょうか。

(委員) 先ほどの 23 ページの認知症サポーターの普及ですが、今、委員がお話したとおりに小学生と中学生、あるいは葛飾だと理科大生などの若い世代に認知症サポーター養成講座を受けていただくという形で、以前、副委員長が清瀬で教育委員会とタイアップして 4 年生とか、中学 2 年生、全校で認知症サポーター養成講座を受けているというようなお話もお聞きしました。葛飾区では、いずみホームケアクリニックの先生が小学 4 年生と中学生の何校かに認知症サポーター養成講座のような形で認知症の普及啓発活動を実際に学校に行っていてはいますが、先生、その感触はいかがですか。一度お聞きしたいと思います。

(委員) ご質問ありがとうございます。私は認知症疾患医療センターの啓蒙活動の一環として、小学校は 5 年生と 6 年生、中学校は 2 年生にそれぞれ出前授業をさせていただいて、基本的には参加型を目指して Q & A 形式で、みんなこういうのはどう思うかと手を挙げてもらったり、あとは実際 B P S D の方の対応、こういう人がいます、今みんなこれはどうなっていると思うか、実際どういうふうにしたらいいかなというような感じで参加型でやっています。みんな真面目にきちんと参加してくれ、小学校とか中学校で各児童がメッセージを書いてくれますが、すごくためになりましたとか、うちにもおじいちゃん、おばあちゃんがいるので実践したいですとか、非常に感触がいいので、すごく吸い取り紙のようにいろいろと吸収してくれて、いつもやって有意義な結果を得られていると思うので、どんどん進めていく意味はあるというふうに考えています。以上です。

(委員) ありがとうございます。私も賛成です。23 ページに載っていて、学校と書いてあるので、具体的に中学生と小学校 5 年、6 年など含めまして区の教育委員会ともこれについて協議していただき、トライアルで結構ですので何らかの形で、私はヤングオレンジサポーターというように呼びたいと思っています。ヤングオレンジサポーターを養成していくと葛飾独自の方法を考えてもいいのではないかなというふうに、先生の試みを聞きまして、いい試みだなと思ったので、清瀬市で行われている副委員長、どうですか、ご意見ありますか。

(副委員長) どの自治体でもそうですが、教育委員会を説得するのは難しく、時間がかかることは事実だと思います。すぐ答えは出ないかもしれないですが、継続的に説得に行ったり、PTA を通してアプローチするなど、その中のメンバーであったり、その周辺の中に PTA に絡んでいる方もいらっしゃるかもしれないので、PTA から声を上げていただくなど、先生方も忙しいし、学校の行事はびっちり決まってしまうので、今の時期に来年度のアプローチをしないと大変だと思います。時間がかかります。

(委員) ありがとうございます。あと、医師会からもう 1 点でございます。29 ページのもの忘れ予防健診の拡充です。先ほど高齢者支援課長からお話がありましたとおり、68 歳から 75 歳までの対象をできれば 80 歳まで拡充していただきたいという要望を区へ出させていただきました。もう 1 つ、もの忘れ予防健診の位置付けが変わってきているのも当然、高齢者支援課もご存じのとおり早期の発見によって、アミロイド β 抗体療法が既に数年前から行われています。もの忘れ予防健診で早期発見することで、全員ではないですが、認知症の根本的な治療に近い治療が受けられるという希望のある治療方法が確立されて、実際には行われていることを区民にアナウンスし、もの忘れ健診の受診率をできれば上げていきたいと思っております。8 月 28 日に国立長寿医療研究

センターから、もの忘れ予防健診の受診率についての全国調査が出ました。結果は7%でした。葛飾区は9%弱ですが、受けない方のほとんどが自分は大丈夫だと思っているという回答でした。

「健康状態に自信があって自分には必要がないと感じた」というのは42.5%でした。ぜひこういったことも参考にしながら、医師会と高齢者支援課とで、もの忘れ予防健診の更なる受診率アップにつなげていきたいと思っておりますので、ぜひ普及啓発活動の中に新しい抗体療法が今できる時代になりましたよということをもっとアナウンスしていただければと思っています。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。委員にも取組をご紹介いただきましてありがとうございました。

副委員長もありがとうございます。小学校、中学校での認知サポーター養成講座をさらに広げていこうという話ですが、今お話にありましたとおり、小学校、中学校が来年度のカリキュラムについて現在検討をしています。直前のタイミングにはなってしまいましたが、教育委員会にお話に行き、認知症に関する理解を深めていただきたいと伝えました。また、条例の制定を検討して計画をつくっていこうと思っているので、小学生、中学生にもより一層、認知症のことを知っていただきたいので来年度、認知症サポーター養成講座の受講について、積極的にご検討いただきたいとお願いました。教育委員会ではカリキュラムが結構詰まっていますので、その中で認知症について取り組むことになると、そういうことに力を入れてくださっている学校が今、手を挙げている状況です。力を入れている学校というのを、学校の皆さんの意識を変えて増やしていくということが大切だと思っており、今年度そういった呼び掛けをしましたが、今お話にありましたように学校の先生の意識だけ変えるのではなくて、地域の方とかの意識が変わっていくことで、PTAの方からのお声も入ってくると思います。いろんなところからこういった取組についても進んでいくように、普及啓発を進めてまいりたいと考えております。効果的なアプローチを考えていきたいと考えております。ありがとうございます。

そして、もの忘れ予防健診についてですが、医師会から80歳まで対象年齢を拡大したいということをご要望としていただいているところです。受けたいけど対象ではないのかというお電話が入ってきますが、こういった方はおおむね70代後半の方が多くなっております。認知症に関して実際に治療が必要になる方は80代半ばまでの方が多という情報を医師会からいただいておりますので、効果的な健診の実施に向けて、年齢の拡大も含めまして検討をしてみたいと考えております。新しい抗体療法ができたというお話をいただきました。こちらでは認知症と診断されてしまうのが怖いから健診の受診をためらうといったお声もいただきました。そういった方には早く見つけることで、今お話のあった根本的な治療につなげられる可能性もあるということを併せてお伝えしていけば、受診率の向上につながるかなと思われました。受けない方の理由として、自分は大丈夫と思っている方が42.5%というお話だったかと思っております。自分は大丈夫だと思っている方に対して、どのようにその心を動かしていくかということは検討しないといけないと思います。こちらも含めまして受診率の向上につながるように、引き続き医師会の皆さまと一緒に取り組んでいければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 重点施策3の権利擁護に関連してですが、成年後見制度の権利擁護支援の充実については重要ですが、ご本人だけでなく、認知症のある方のご家族を含めて消費者被害に遭いやすいため、消費者被害に関する教育についても、周知していく、特殊詐欺もそうですが、頻繁に詐欺の手口は変わりますので、その都度アナウンスしないと、最近では有名人を語るものが流行っていますが、新しいのが出てきているという話も聞いていますので、そういった教育も充実させるべきです。

もう1点目は、おでかけあんしん保険というのが関連事業で書いてありますが、認知症のある方が踏切に進入した有名な事故がありますが、それ以外に第三者の方への望んでいなくても加害行為などが発生してしまうといった事件等もありますので、おでかけあんしん保険も含めて保険制度の周知が重要だと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

(委員長) ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局) まず、消費者被害のお話がありました。確かに認知症のある方が対象者として狙われているというような事例も見聞きます。消費者被害はただ今のお話にありましたように、どんどん手口も変わっています。犯人側もいろいろ考えて騙そうとしてきますので、新たな手口をみんなまで共有していき防いでいくことが大切だと思います。そういった教育が必要というお話もいただきました。警察や区の中でも詐欺罪に対応している部署があるため、連携をとりまして新しい手口や、どうやったら防げるのかということをお伝えしていける方策を考えてまいりたいと思います。

保険のお話がありました。保険制度については認知症のある方が第三者に加害行為をしたり、もちろんご本人様の意思ではないところで被害をあたえてしまったというようなことはご家族の方にも大変負担になることかと思しますので、そういった場合にも備えて保険制度につきましては多くの方に知っていただいて、入っていただきたいと考えております。今お話にあったおでかけあんしん保険というものを葛飾区ではやっております。少し事例が適切ではないかもしれませんが、例えば認知症のある方が踏切に入ってしまったら電車を止めてしまったとか、そういった場合に対応できる保険がございます。保険料は特にいただいておりませんので、そういったものも周知をしてまいりたいと考えております。

(委員長) 保険料は無料なんですね。

(事務局) ご利用者様からは保険料はいただいておりません。

(委員長) 分かりました。ありがとうございます。それでは、委員からお願いします。

(委員) 重点施策の中のそれぞれの関連事業の中で内容がとても分かりやすいものと、とても事業内容が分かりづらいものが散見しております。特に高齢者支援課の作成している計画なので、高齢者支援課の在宅サービス事業はすごくわかりやすく書いてくださっているんですが、それ以外の課の事業内容が少し分かりづらいと思います。私も本来、仕事で高齢者支援課やくらしのまるごと相談課と関わらせていただいている中でも事業内容が少し分かりづらいという印象を持っております。

もう1つですが、今、消費者問題と言われましたがお一人様問題も大変深刻な状況になっています。認知症になる前に75歳以上のお一人様が最期をどう迎えていくかということがすごく今、

私たちの業界でも課題になっているところがございます。区としての取組もご一考いただきたいなと思います。

以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。事務局から何かありますか。

(事務局) 事業名が分かりづらいというお話でした。これは本当に申し訳ございません。重点的な取組につきましては、こういった内容を取り組みたいということで内容を書いています。事業名につきましては純粋な区として管理している事業名を書いていて中身が見えないような状況になっておりました。区として管理している事業名にこだわらず中身がわかるような書き方にできればと思います。工夫してまいりたいと思います。

次に、お一人様問題ということでお話をいただきました。高齢者の一人暮らし世帯は推計ではありますが、どんどん増えていく動きとなっております。一人で暮らしていらっしゃるって、どんどん社会参加をしてくださって、いろんな人とつながっている方につきましては異変にも気付きやすいですし、見守りもしやすい。今、社会福祉協議会で終活に向けたサポートもしていますが、そういったさまざまなサービスについてもつながりやすいのかなと思います。お一人で閉じこもってしまう方に関しては、なかなかそういったつながれる機会がないことは非常に課題だと思っております。介護予防という意味合いでもたくさんの人とつながって、活動することが介護になるまでの時間を延ばすことに有効なため、介護予防事業にも区では力を入れているところがございますが、その中でも今、介護予防事業に出てきていない方にも出ていただけるようなメニューを新たに工夫いたしまして進めておりますので、そういったところにも一人暮らしの方がつながってくださればいいなと、さまざまな行ってみたくなるようなメニューを用意しておりますので、そういったところも進めていきたいと思っております。例えば今年度から男性の方がなかなか介護予防事業に来てくださらないので、葛飾男塾というものを始めまして、こちらはなかなか盛況でございます。その男塾の中でもさまざまなメニューを行っているのですが、先ほどお話のあった終活に関するお話もしたところがございます。そういったメニューもいろいろ考えながら、お一人の方という暮らし方についてはやむを得ないですが、その方が認知症になってお一人でずっと閉じこもっていて、認知症の症状が進んでしまったり、そういった場合にもどこにもつながれなかったりすることがないように、どんどん出てきていただけるような企画は今後も考えてまいりたいと思っております。

(委員) 私のお一人様の申し上げ方が間違っていたので訂正させていただきます。閉じこもりの方とか、介護予防という視点ではなくて、お一人でお子さんもいらっしゃる、連れ合いもいらっしゃる方々、お一人暮らしの方々の生活の困り事とか、不自由なところをどのように地域として支えていくか、行政として支えていくかというところでは今、起きている問題、先ほどの消費者被害のお話もありましたが、権利擁護の身元保証会社とか、身元保証サービスの会社が乱立しています。東京都でもガイドラインに出ています。ここの部分は実際に区民の方でも被害に遭った方はいらっしゃるの、やはり私たちとしては緊張を持って考えなければいけないですし、また私たち介護サービス事業者は資産とか、身元保証という支援は仕事としてできないので、余計にそこが危ういと認識をしております。実際にチラシがあったから電話をしてみた、そしたら

100万円預けたら死後の手続きは全部やりますよと言われたという利用者が本当にいます。私どもの事業所にもパンフレットを置かせてくださいという営業の方が結構見えますが、有料老人ホーム紹介センター、うちは付随して身元保証サービスもやっていますよと軽やかにいらっしゃるんですが、実際その中でも被害に遭っていらっしゃる方がいらしたりしていますので少し身近に捉えていただきたいなと思います。閉じこもりのお一人様を介護予防の場というイメージでお話したわけではないので、そこは修正させてください。失礼しました。

(事務局) こちらが捉え間違いをされていて申し訳ございませんでした。身元保証に関して、お一人であることの不安に付け込むような手口など、そういった被害も発生しているということを教えていただきました。今お話にもありました一人暮らしの方の生活の困り事などをどのように支えていくかということ区としても事業者の皆さまと連携しながら考えていかなければいけないということで、ありがとうございます。

(事務局) 介護サービス事業者協議会の各部会、居宅支援、訪問介護、訪問看護、グループホーム、それぞれ研修を自主的にやっておられて、認知症に限らずケアの質の向上についてはやっぴらっしゃるので、そういった部分を整理の仕方だとは思いますが書けないかなと思ひました。認知症の講演会は普及啓発事業の1つですので、そういったところもできないかなと思ひます。これは高齢者支援課と、整理の仕方と、介護事業者協議会にお伺いを立てつつということになると思ひますが、登場人物はいろんな方が出てきたらいいなというふうに思っただころでございます。ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。ぜひこのように皆さまの団体ですとか、周りでやっぴらっしゃることも、この計画に載せていけたらなと思ひております。一番最初に委員から、これは若年性認知症のある方が見たらがっかりされるというお話がありましたが、若年性認知症のある方ももちろんですが、この計画を見て、こんなに支援があるんだとか、こんなところで私はいろんな意見を言ったりできるんだ、つながってくれる人がいるんだとか、そういった安心感を得られるような計画にもしていけたらなと思ひております。葛飾区だけではなく、事業者の皆さま、区民の皆さまと条例の下、一緒にこの計画を進めていきたいと思ひますので、今のようにうちでもこうしているよというようなことがありましたら、ぜひお寄せいただきたいと思ひます。この場を借りてのお願いになりますが、よろしくお願ひいたします。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 先ほど身元保証の話が少しあったので、関連してお伝えすると、名古屋高裁の判例で、死因贈与契約で身元保証契約に付加して全財産を死因贈与するという契約が公序良俗違反で無効としたという判例があり、要は死んでしまったら全部の財産を身元保証人にあげるよという契約だったんです。そういうものが実際あり、社会問題になっていまして、先ほど注意喚起がありましたが、本当に身元保証会社というのは乱立して、深刻な被害になると、丸々お金を持っていかれてしまいます。お一人様の方など本当に注意して対応していただく必要があるのかなと思ひました。ちょっとこの会議の本筋とはずれたんですが、そういったものがあることを一応ご説明いたしました。以上です。

(委員長) ありがとうございます。大変勉強になる事例を教えてくださいました。事務局、何かござ

いますか。

(事務局) 身近にある消費者被害は目が届きやすいのですが、今お話をいただきました身元保証に関するところ、私としても課題感が少し薄かったのかなと反省しております。今お話をいただきましたので、そういった点もこの計画などを通して皆さんに知っていただいて、少しでも被害を防げるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

(委員長) ありがとうございます。では、委員からお願いします。

(委員) 重点施策2の地域サポート体制の推進ですが、認知症のある方とともに暮らすことを本当に実現するのは結構難しいことで、同じことを何度も何度も窓口で繰り返してしまう方や幾ら言っても徘徊して迷子になってしまう方などたくさんいらっしゃいます。そういう方も全部まとめて一緒に過ごしていこうよということだと思いますが、その都度、例えば警察が呼ばれたり、ケアマネジャーが呼ばれたり、家族が呼ばれたりしていますが、結局、担当は私ではないからといって家族が対応し、お家の中に閉じ込められてしまったりとか、そんなこともあるので、区には本当にそれを実現するためには、かなり積極的に、大変なことが起きたら職員が駆け付けるとか、それぐらいの意気込みが必要だと思いますし、それぞれの買い物する場所に認知症のある方専用のレジをつくるとか、行政から地域の方に口で説明するようなブースをつくるとか、それぐらい積極的に指導していかないと、なかなか社会は変わっていかないなと思っています。企業にはそういった指導などは当然できるわけないと思いますので、少なくとも商店街の方にはこういう方が来たら、こういう対応をしてくださいねといった指導をしたりするといいのかなと思います。お金の扱いも入ってきたら全部使ってしまう方もいらっしゃるので、買い物はここだけにしようね、平日の買い物には例えば一週間の上限をつくってあげるプリペイドのシステムをつくるとか、何かできることはあるのかもしれないので、単純に企業の方にオレンジサポーターへ参加してもらっただけではあまり変わらないと思うので、問題になることがあったら、それを指導していくような力強さが必要だと思います。

(委員長) ありがとうございます。事務局から何かございますか。

(事務局) 確におっしゃるとおり、認知症のある方と身近に接していくことが一緒に暮らされている方はもちろんですが、症状が進行している方については特に非常に大変なことだと聞いております。認知症のある方が町に出ていったときに身近に接することになる商店街の方などに対しては指導ぐらいの気持ちを持って対応をすることが必要だということで、なかなか指導は権限の問題などにもなってしまうかもしれませんが、強い気持ちを持って認知症についてしっかり知ってもらって、対応についてもご理解いただけるように区としても進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(委員長) ありがとうございます。それでは、委員からお願いします。

(委員) こういう形でそれぞれの業界やそれぞれの役割の方々も認知症の方に関して、良い施策を考えながら、いろんな案を出しておりますが、私は実は20年前に初めて父親が認知症になったのをきっかけで介護に入りました。それまでは全然知りませんでした。あの頃の20年前の時に、なぜこういうことに関わったかという、あのときは医療の老健だったんですが、知識がなかったので、それこそ拘束もされたし、わけの分からない薬を飲まされて、まさか、まさかと思いながら、

どんどん悪くなっていくのを見て、けんかしながら飛び出てきたり、いろんなところを探しながら、最終的に自分で始めたのがきっかけです。あの頃はまだまだ精神関連の医療系のほうがどちらかというと主流で、それこそ回廊型ということでぐるぐる回っていくような形でトイレも何も牢獄に近い形が最先端だとか、それから20年経って、今は認知症といっても大丈夫だし、正しくある程度、認識をされる方が増えているなど実感しています。今日も委員含めて僕のところにおいていただいて、本人がお声を出していただける部分もあるし、そういうことでは、まだまだ足りないことはありますが随分進んできているなどと思います。

また、20年前に始めたときに、グループホームは認知症の専門の施設ということで、厚労省の介護保険をつくったときの職員が熱くなってやっていました。今それを思うと世の中はこういう形で多くの人たちがどんどん認知症について知れ渡ってきていますが、ありがたいのは課題の6番に保健・医療・福祉サービスの質の向上、提供の部分で、介護サービスに従事する職員の認知症対策経験の浅さなどの課題が指摘されており、質の高いケアを提供できる人材の育成が必要だということで書いていただいています。ケアマネジャーの委員さん含めて感じているかもしれませんが、医療の現場を含めて専門家といわれる我々のほうの医療現場、介護現場のほうが逆に職員がいなかったり、本当に疲弊してきて、多くの一般の方々は新しい知識を得られて、新しい認知症観を持っていただいているけど、逆に現場のほうがどんどん追い付けない状態になっきて、箱だけはぼこぼこできるが、中の職員が教育を受けていないといったことが起きています。葛飾独自の重点的な取組として重点施策の6番に入れていただいているので、委員、委員長に教えていただきたいんですが、介護の現場、施設系だけかもしれないんですが、本当にしっかりしていかないと、専門家たちの対応が遅れてしまったり、全然行き渡っていないという現状が逆に心配になっています。医療の現場はいかがですか。

介護の施設で職員が少なかったり、あるいはそれによってベテランが辞めたり、次に入ってくる人間に教育する時間もなければ、どんどん認知症の体制のやり方もきちんと教えられないまま、とにかく毎日の段階の作業に入っていってしまい、前と比べると逆に質がどんどん下がっているというのをすごく感じていて仕方ないんです。これは介護施設だけがぼこぼこできているからなのか、他の方からも大きな医療系をやられているところでも実は同じ話が出ていて、何とかしなければいけない、そっちのほうによっぽど大きな問題だという話が出ているので、専門家とかプロたちがきちっとしたものをやっていかなければ、逆にギャップができてしまうなどというのは危機感で感じているので、どうなのかなという感じを実際教えていただけたらと思います。

(委員) 医療現場では認知症のある方が増えてきているのは分かっているので、それぞれのクリニック、科は関係なく眼科でも整形外科でも内科でも認知症のある方の対応ができるようにだんだん知識の向上が図られていると思っています。それからスタッフに関しても、少しずつ認知症のある方への対応が浸透してきているので、医療機関の認知症のある方へのレベルというのは上がってきているなどというのは実感します。病院に関しては施設に確認していただきたいんですが、今までは認知症があると救急患者は受け入れない病院がたくさんありましたが、最近はそうでもなくなっきて、認知症があっても受け入れてくれるところは多いので、病院でも認知症のある方への対応は、記憶がなくなってしまうたり、自分はなぜここにいるのか分からないので、点滴を抜

いてしまって大変だと思いますが、それでも受け入れてくださるところが増えてきているので、だんだんレベルアップできているのかなと思います。

(委員) 看護の現場から言わせていただきます。医療でもやはりこの課題はもう限界に来ていて、入院先でもかなりのお困りの事態が発生していて、皆さんお知りの立派な病院ですが、1病棟50床のうち38人は夜は徘徊の状況というのが実際に起こっているとは聞いております。その病院は昼間、活動の場として病院内に認知症のデイサービスを始めました。認知症のある方の活動の場を確保するのが大切ではないかと感じています。質の高いサポーターを確保するのは当然ですが、昼間の生活自体からみんなで協力をできるような体制をつくれることが一番いいのかなと感じています。

また、私たち子ども食堂を運営していますが、20代から40代のお母さんになった方々に理解を進めるために何かできないかと思い、子ども食堂に来る子どもたちはお母さんと来ますが、1時間半から2時間ぐらい過ごしていきます。認知症に関する映画を上映したくて、この7月に業者さんとやり取りをしました。とてもいいご縁で、もうちょっとと思ったところで、区の人ではないですよと言われてしまって、それは行政の方にお貸ししたいものなんだと言われてしまって終わってしまったという事実があります。そういった子どもたちとともに親御さんが一緒に来るときに、子どもたちの安全を確保する仕組みがあれば、お母さんたちは安心して学ぶことや、体験することもできると思っていますので、そういったところに貸し出しできるようなシステムができるといいなと思いました。

(委員長) ありがとうございます。事務局のほういかがでしょうか。少し時間が超過していますが、お願いします。

(事務局) いろいろお話をいただいたところですが、まず認知症に関する映画が借りられそうだったのに行政ではないため滞ってしまったことを伺いましたので、こちらのほうでもぜひいろんな方に見ていただきたい映画だと思っておりますので、何かできることを考えたいと思います。お子さんと一緒に来られるお母さまは20代から40代ぐらいまでの方もいらっしゃると思いますので、お子さまが安心して過ごしていらっしゃる環境であれば、お母さまに学んでいただくこともできるし、あるいはお子さまにも興味を持っていただくこともできるかなと思いますので、できることを考えていきたいなと思います。ありがとうございます。

委員からは介護現場のお話を伺ったところでございます。私も一般の区民としての立場で申し上げますと、介護の方に例えば自分の生活に入っていたら、プロの方が来てくださったのだから安心だと考えてしまいます。実は介護現場でも職員が少なく、教育などにもなかなか時間がかけれない、人の入れ替わりも激しいといったような影響があることを伺っております。区のほうでも何かできることを一緒に取り組ませていただいて、介護の質の向上にも努めていけたらと思います。病院につきましては、非常に理解が進んでいるということで大変ありがたく思っております。ただし、お昼の場の確保は必要とお話がありましたので、そちらについてもどういったことができるか考えていきたいと思います。どうもありがとうございます。

(事務局) 委員から介護現場のお話がありました。人手不足であったりとか、世代的な問題もはらんでいるのかなと思います。行政のほうも人がどんどん変わって、引き継ぎにも課題があります。

それを解決すると一口で申し上げるのは非常に難しいところがございます、介護報酬、国の問題、東京都の問題、そして一番介護の現場に身近な区として何ができるかということを引き続き検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。少し予定を超過していますが、一言だけ何かおっしゃりたい方がいらっしゃれば、よろしいですか。

(委員) シルバー人材センターがございます。実際、私も登録はしています。ただ、条件が全然マッチングしないので、1日しか行っていませんが、シルバー人材センターに登録していて実際に働いていらっしゃる方は70、80代の方が中心だと思います。葛飾区のシルバー人材センターに登録していて働きたい方のマッチングができるようなことがあれば現実的には難しいと思われるかもしれませんが、実際何かできることがあればと思います。

また、先ほど認知症に優しいまちであるということをごPRするという話がありましたが、今回、この会を通して知ることができて、30年近く葛飾区に住んでおりましたが、実際、自分も働いていたので町会に入ることはなかったわけですが、これをきっかけとして今年から町会、敬老会にも入りまして、各町会にある掲示板に高齢者総合相談センターのオレンジカフェがありますとか、各町会長さまにお願いする必要があると思いますが、掲示板に貼っていただければ、一人で出られない方はいらっしゃるはずなので、当然、自分の町会、町中に掲示板がありますので、そこで自分が不安に思っていたことなんかを大丈夫ですよとか、いつでもご相談くださいというような文言がありましたら町中を歩いていても、その方の1つのきっかけができるのではないかと思います。前回、町会のほうで何かできないでしょうかというご意見があったと思いますが、町会の掲示板はたくさんあるなと思いましたので、まずはそういうところからすぐにはできないかなと思います。少しずつでも一人で不安に思っている方、高齢者総合相談センターの方は皆さん問い掛けをされていらっしゃると聞いております。でもなかなか出ていらっしゃらない、言い出せないという方は現実にはいますし、実際、私も会合とかに出たって、そういう方となかなか接するができないので、まずは第一歩として町会、一番身近なところで目に付くことができると思いますので、まずはそういうところからできるのではないかなと思いました。以上です。

(副委員長) 簡潔にお話したいと思いますが、この会議ではそれが中心ではないので発言しなかったんですけど、他の自治体でも計画策定に入っている側からすると、人材確保はとにかく大変ですが、ただ決定的に1つ言えることは、30年近く大学にいて、卒業生をどんどん出している側からすると、はっきりいうと辞めてしまった人を呼び戻せるかに尽きるんです。子どもの数が減っているから新しい人材は全然、集まることはあまり期待できません。でも、離れてしまった人たちがいるわけです。何で離れてしまったのか実態をちゃんと把握して、その部分を事業者任せにしないで自治体はできるかどうか、離れた人はいっぱいいるわけです。それは介護福祉士だったり、ヘルパーだったり、あるいは無資格だったり、いろんな人がいっぱいいるんですが、その人たちにとって魅力のない職場になっていることが一番大きいので、そこが一番パイが大きいし、すぐく即戦力になるので、ただそれは東京都と国に期待しても何も解決できませんから、葛飾が独自でしっかりやるというふうにしていかないと、5年後、10年後はもっと大変ことになると思

いますので、ぜひご検討いただきたい。

(委員長) ありがとうございます。事務局、コメントありますか。

(事務局) 働きたい方に働ける場、シルバー人材センターのお話もありました。シルバー人材センターだけでなく、できればいろいろな事業所がいろんなことに理解を深めまして働ける場を用意していただけるようになればいいなと思っていますので、この計画の策定を通しまして、そういった事業所とつながりのあるような部署ともお話をしていきたいと考えております。

また、オレンジカフェの情報などが身近なところで、お散歩のついでに見れるようなところで目に入るといいなというお話もありました。身近なところでの掲示板というのは、まずは町会の掲示板ということになるのかなと思いますが、どういった活用ができるかも含めて、皆さんに情報が行き渡るように考えていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(事務局) カムバック採用的な副委員長のご提案がございました。そういった方に直接アプローチすることが、まず1つ課題としてあると思います。例えば報奨金みたいなものを出すとか、そういうのは一過性のもので違うと思っておりまして、いかにそういう人たちを呼び戻せる、アプローチできるかというのは少し考えていきたいと思います。もう1つは、働きやすい職場にしていきたいという考えがございます。これはさまざまなICTであったり、介護ロボットであったり、そういった助成も含めて、より働きやすい職場に、それぞれ職場づくりに進めていただけるような取組をしてみたいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。それでは本日の検討については、これで終了させていただきます。

その他、事務局より報告等あればお願いします。

(事務局) 本日は本当にさまざまなご意見をいただきました。ありがとうございます。時間も過ぎてしまったところですが、もし何かまだこれを言いたかったというようなことがあるような方がいらっしゃいましたら、この会議の後でも、いつでも区のほうにお寄せいただければと思います。高齢者支援課のほうでお待ちしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で計画素案、条例素案につきまして反映させていただきます。そちらにつきましては、次の検討委員会で皆さまにご審議いただければと考えております。最初に少しお話したかと思いますが、条例の名前につきましては、ぜひ皆さまからのご意見をいただいて決めていきたいと思っていますので、こちらについても案のある方は高齢者支援課のほうまでお寄せいただければと思います。計画のほうでも大歓迎でございます。何々計画と、皆さんが自分事としてこの計画を捉えてくださって、一員として一緒に認知症のある方、認知症のない方も暮らしやすいまちをつくるために参加していただけるような計画にしていきたいと思っていますので、ぜひ親しまれやすいような、皆さまの意識を高められるようなお名前を大募集しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

(委員長) 本日予定していました議題は全て終了しました。委員の皆さまから何かございますでしょうか。それでは最後に事務局から事務連絡として今後の予定をお願いします。

(事務局) 次回の検討委員会でございますが、第5回となります。令和7年11月の開催を予定してございます。次回は修正いたしました計画の素案や条例の素案について、ご検討いただく予定でございます。改めまして、開催通知や資料をお送りさせていただきますので、ご出席いただけます

ようにどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長) それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。長時間にわたって、皆さまありがとうございました。

3 閉会